

(HP 掲載)

学校法人仙台育英学園

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

令和 8 年 10 月 1 日制定

学校法人仙台育英学園（以下「本学園」といいます。）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1 定義等

（１）求職者等

求職者、本学園の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者、及び教育実習・養護実習その他の実習を受ける者を指します

（２）求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

（３）教職員

本学園が雇用する者及び派遣労働者をいいます。

(4) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

(5) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容としては、以下のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

- ・教職員が求職者に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる
- ・教職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等が精神疾患となる
- ・教職員が教育実習や養護実習に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習を受け入れなくなるかもしれないと述べ、参加者が実習に参加できなくなる。

2 基本方針

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを就業規則に定め、教職員に周知・啓発します。

3 求職活動等に関するルール

本学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。ただし時間・場所・方法等について、求職者等あるいは教職員にやむを得ない事情がある場合、もしくは双方の同意がある場合は、本ルールとは別に理事長の承認を受けた時間・場所・方法等とすることができるといたします。

- ・面談は本学園の勤務時間内に本法人施設内、またはオンラインで行うものとし、これ以外の場所・時間における求職活動等を禁止します。
- ・教職員個人と求職者等が個人のSNS、メール等で連絡することを禁止し、本学園からの連絡は、本学園が指定するメールアドレス、SNSに限るものとします。
- ・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・本学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

4 相談窓口

本学園の相談窓口は法人局総務部（Tel 022-256-4141）に設置します。

なお、本学園では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行って参ります。

5 事後対応

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

6 不利益取扱を行わないこと

本学園では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、教職員が事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又

は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

7 皆様へのお願い

本学園は、生徒の健やかな成長とより良い教育環境の実現のため、保護者及び地域の皆様との信頼関係を大切にしています。

今後とも相互の人格と尊厳を尊重し、良好な関係のもとで教育活動を推進していただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。